

高畠町日向洞窟の調査



縄文最古の土器



昭和33年の発掘調査

《 図1 》

《特別寄稿》

山形の考古学四十五周年を振り返る

山形考古学会会長

佐藤 庄一

1 県文化課と埋蔵文化財センターの設置

山形県の考古学的調査は、戦後山形大学の柏倉亮吉先生を中心に、旧石器時代から平安時代までの貴重な発掘調査が行われましたが、行政として本格的な遺跡の調査が行われたのは、一九七三年の山形県教育委員会文化課の設置と埋蔵文化財専門職員の配置以降になります。

当初は、県教育委員会直営や「山形県埋蔵文化財緊急調査団」という任意組織で調査を行っていましたが、一九九三年、財団法人山形県埋蔵文化財センターが上市市に開設されました。文化課設置から四十五年間、県や県内の各市町村により重要な調査が次々に実施され、山形県ひいては日本の歴史を書き換えてきました。現在山形県内には約六千ヶ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）があり、時期も旧石器時代から江戸時代まで幅広い時代に及んでいます。以下に、山形県内の主な発掘調査について紹介します。

2 高畠町日向洞窟の発掘調査

《 図1 》

大谷地と呼ばれる置賜地域の湿地帯の東端に日向洞窟があります。一九五五年から一九五八年にかけて、山形大学等によって発掘調査が行われ、この洞窟の中から一万二千年前の土器や石器、動物の骨等が発見されました。

《図1》右上の土器の破片は当時日本で一番古い土器とされたもので、新潟県の小瀬ヶ沢洞窟とともに、「草創期」という縄文時代の新しい時期区分を作るきっかけになりました。土器作りの発明により、肉や植物を容器で煮ることができるようになり、食べ物の消化や衛生面で食生活に大きな変化をもたらしました。

《図1》右下は、一九五八年の日向洞窟第三次調査の記念写真です。若き日の柏倉亮吉先生や山内清男先生の顔が見えます。

その後一九八七年に、高畠町の道路建設に關わって、日向洞窟の西側の平地の発掘調査が行われました。ここから縄文時代草創期の人々の住まいの跡や石器がたくさん見つかった。このため、日向洞窟の人々は洞窟だけでなく、野外にも住んでいたことがわかります。さらに、二〇一三年から東北芸術工科大学の長井謙治氏によって、日向洞窟西地区の精密な調査が行われ、新しい知見がもたらされています。

3 おんだし 押出遺跡と縄文時代の生活 《図2》

《 図 2 》

高畠町押出遺跡の発掘調査

- ・「大谷地」の湿地に作られた縄文時代のタイムカプセル
- ・縄文時代の生活のイメージを書き替える調査内容
- ・数千本の住居跡の打込み柱
- ・漆塗りの彩文土器
- ・時期は縄文時代の前期（今から約五千七百年前）



押出遺跡は高畠町の北西端にあります。一九八五年から三年間、山形県教育委員会が発掘調査を実施し、地面の二m下から縄文時代のムラが泥炭層に守られ、縄文生活のイメージを書き換えるタイムカプセルのような姿を表現しました。《図2》右は遺跡の発掘調査の状況です。湿地帯にあるため、鉄板を打ち込んで土が崩れないようにして、一日中排水ポンプで水をかき

ながらの調査になりました。手前が今から五千七百年前の縄文時代前期の住居跡で、床が沈まないように床の下に木を敷いています。黒く丸いのは住居の壁を作るために打ち込んだ柱です。

出土品で注目されるのは、《図2》左下の赤と黒の漆で渦巻の文様などを描いた彩漆土器で、国の重要文化財です。五千七百年も前に漆を作る技術があったのは素晴らしいことです。

4 稲作の始まり — 酒田市生石2遺跡他

《 図 3 》

今から二千三百年前、山形県に東日本とほぼ同時に米づくりの弥生文化が入ってきました。酒田市の生石2遺跡からは、青森県砂沢遺跡とよく似た弥生前期末の土器と、炭化した粳、土器の底に付いた粳痕などが発見されています。生石2遺跡の土器には、縄文時代の伝統を強く残すものと弥生の遠賀川式に似たもの、両者を折衷したようなものの三種類があり、米づくりの新しい文化をどう受け入れていったかを考えることができます。

山形県で弥生時代の水田はまだ見つかっていませんが、千七百年前の古墳時代前期になると、山形市梅野木前1遺跡でムラと水田が一緒に見つかっています。

稲作の始まり 一酒田市生石2遺跡ほか一 《図3》



山形最古の弥生土器(酒田市生石2遺跡)



白鷹町岡ノ台遺跡の堅穴住居跡



南陽市百川田遺跡の土坑墓

5 古墳時代のムラ — 天童市西沼田遺跡
 《図4》は古墳時代後期の西沼田遺跡の集落跡です。一九八五年の県営ほ場整備に関わる発

《図4》

《図4》

古墳時代のムラ



発掘された古墳時代の建築部材



西沼田遺跡公園

-天童市西沼田遺跡-



現地のガイダンス施設



西沼田サポーターズの活動

掘調査によって、地下五〇cmから古墳時代の家の建築部材や村がそのまま発見され、その重要性からは場整備を中止して遺跡を保存することにになりました。天童市では十五年位前から、この米づくりをした古代のムラを大々的に復元整備する事業を進めてきました。ムラを中心となる母屋の建物や、脇屋、米などを貯蔵する高床式倉庫が復元され、集落の西

側には当時の水田や水路も復元されています。遺跡の管理運営は、「NPO法人西沼田サポーターズ・ネットワーク」が実施しています。

6 城輪柵跡の発掘調査 《図5》

奈良時代の初め七二二年に出羽国が設置され、山形県と秋田県の南部がその範囲に入りました。出羽国の政治的中心地として庄内地方に置かれた出羽柵は、和銅元(七〇八)年建郡の出羽郡が出羽国となった後、天平五(七三三)年に秋田村高清水岡に移転して「秋田城」と改称されました。平安時代になると、これが出羽国府として、山形県酒田市北東部の国指定史跡「城輪柵跡」の場所に移ることになります。

城輪柵跡は、その全域が一辺約七二〇mの外郭に囲まれ、その中央に一辺一一五mの内郭。政庁が置かれています。外郭は《図5》右上の写真のように角材が二列ないし三列に埋め込まれ、二列としても総延長が六kmになり、直径三〇cmの角材が二万本も埋められているという大変な労力をかけた施設になります。

内郭からは、《図5》右下の写真のように、正殿・後殿・東西脇殿、さらに後殿に付属する建物が検出されています。内郭の周りを巡る築地土塀の各中央には八脚門が開いており、《図

城輪柵跡の発掘調査



城輪柵跡模型と内郭南門

出羽の平安時代国庁の復元
酒田市城輪柵跡



城輪柵跡の柵列



2.3

5 ≪左上の南門からは幅9mの大路がのびていました。構造は多賀城跡と似ていて、軍事面その他に行政施設としての性格が強く有していたようです。

《 図5 》

このほか山形市教育委員会によって、山形城跡の発掘調査が継続的に実施されており、復元整備も行われています。山形城跡の本丸や二の丸からは、多くの瓦や礎石建物跡、石垣、堀の跡などが検出されており、山形城跡の时期的な変遷を知ることができます。

7 発掘された山形の城館跡 《 図6 》
近年は、戦国時代末から江戸時代にかけても考古学的な成果が取り上げられるようになりました。酒田市の亀ヶ崎城跡は、鶴ヶ岡城を本城とする庄内藩の支城です。最上義光によって改名される前は東禅寺城と呼ばれていました。城跡の中心部は現在県立酒田東高等学校の敷地となっており、校舎改築に関連して、亀ヶ崎城跡の本丸と二の丸部分の発掘調査を、二〇〇四・五年に県が実施しました。発掘調査では、整地層の間から木製の遺物が多量に出土しました。《 図6 》 左下のような下駄、櫛、羽子板、木製容器、茶道具などがあります。とくに注目されるのは「慶長五（一六〇〇）年七月、なまり玉（鉄砲の弾） 貳千、志田修理亮」と書かれた木簡が出土したことです。関ヶ原の合戦が行われたのはこの年の九月なので、その二カ月前に米沢の上杉家直江兼続が部下の酒田の城主志田修理亮に大量の鉄砲の玉を送った緊張状態を示す貴重な資料です。

亀ヶ崎跡の発掘調査



二の丸の橋脚検出状況



なまり玉木簡の出土



出土した木製品



《 図6 》

山形県の古代史発掘は、この四十五年間で大きな成果を上げており、今後はその成果を県民に広く公開することが大事です。

〈史料紹介〉
「特高警察講義要綱」

三年前の平成二十七年七月一日、農村文化研究所の阿部宇洋氏（現山形大学講師）より、特高（特別高等警察）関係資料の県内残存状況について質問があり、米沢市から見つかった「昭和十六年 特高警察講義要綱 特高（朱書き）」と厚紙表紙が付けられた史料の写真提供がありました。山形県史編さん時の収集資料を保管する本室には、「特高警察執務心得」、「特高警察例規」、「山形県社会運動史」、「米軍没収文書（山形特高警察関係）」などの史料、高島真著『特高Sの時代』などの研究書がありますが、近代・現代史編さんの重要な側面を担う警察内部の資料は受け継がれていません。『山形県警察史』上巻・下巻・第三巻などで典拠とした資料の所在は、現在は不明のままです。

他に「楯岡警察署特高内勤」と手書きされ、「特高収 16.3.22. 第116号」の印書きや主任・巡查部長・警部補・署長の回覧印、「部外秘」の朱印が付されています。

「目次」は次の一四項目から構成されています。

一、三綱領 桂定治郎

二、皇国警察ノ使命 荒井尚

三、警察訓十二則 松井茂

四、左翼宗教 吉川事務官

五、国家主義運動 上村事務官

六、労働農民経済 川口事務官

七、外事 米沢事務官

八、出版警察 瓜生事務官

九、新聞検閲 門叶事務官

十、フィルム検閲 中野事務官

十一、産業報国運動 厚生省 坂本事務官

十二、転業対策 商工省 総務課長

十三、国際情勢 情報局 石井第三部長

十四、大政翼賛会 清水組織部長

これらの本文は、各項目下に記されている担当が、それぞれの項目について講義をおこなうための概要と思われる。実際にこの史料が使用された日付は不明ですが、本文中の記述のうち、「四、左翼宗教」の「（左翼）共産主義運動」の項に「国内共産主義運動ノ現況 昭和十四年三〇〇名 同十五年六三二名 同十六年

一〇六名（二月五日迄）」とあることから、昭和十六年二月五日から三月二十二日までの間に絞ることができます。

講義内容の一つ一つは、ここでは触れませんが、注目したいのは、「（左翼）共産主義運動」

の中の「最近ノ事犯」の記述です。具体的には、

再建準備委員会力持タレテ居ル

東大内ノ学生グループ（八〇名）

生活主義教育運動（山形、村山俊太郎）

松本高校

姫路高校

香川高商ノ事件

北海道ノ小学校教員ノ事件

京都帝大内ニ於ケル党再建グループ

広島文理大ノ事件

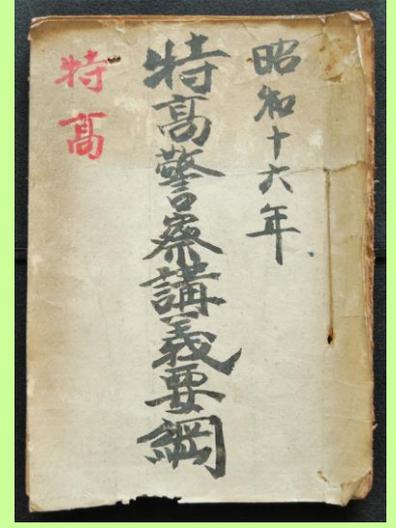
と九つの事例が列挙されていますが、人物名が挙げられているのは、山形の「村山俊太郎」のみで、村山俊太郎という人物が、この時期の特高警察・部内研修において特別に重要な存在であったことを伺わせます。ここには、聴講者によるものか、朱書きで波線と「北村山郡山口村」の書き込みがなされています。

村山俊太郎は、山形県の小学校教員で、童謡や詩への関心を高めながら、やがて、雑誌『綴方生活』の同人らとの出会いから、教育観・綴方実践観を変えていきます。他方、マルクス主

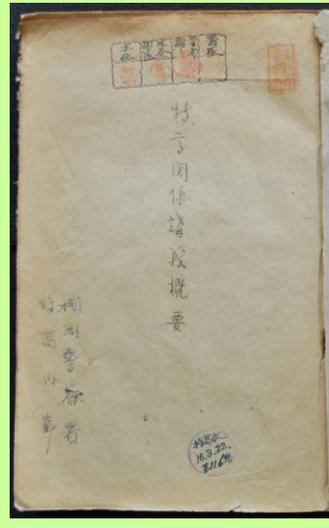
義教育の学習を進め、昭和六年に仲間とともに「日本教育労働者組合」の山形支部を結成します。昭和七年、そのことが理由で、検挙・免職の弾圧を受けることとなりますが、『日刊山形新聞』記者時代を経て、昭和十二年に再び教壇に立ち、生活綴方などの教室実践に精力を注ぎました。やがて、日本の戦時体制と教育の軍国主義化が進む中、昭和十五年、再び検挙された村山は、一年を超える留置場勾留を強いられた後に、未解決取調中のまま刑務所に投獄されます。その後、病気のために保釈され、昭和十七年には治安維持法違反実刑五年の判決が出されますが、入獄を延期したまま敗戦を迎えることとなります。村山は、戦後、教員組合運動や指導などに尽力しますが、昭和二十三年、病気のため四十三歳で世を去っています。

内務省警保局保安課が毎月発行していた『特高月報』の昭和十五年二月分には、村山が二度目に検挙された時のことを、冒頭の「運動状況」「概説」に、次のように記しています。

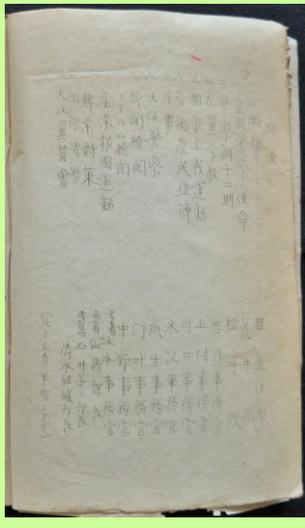
山形県に於いては小学校教員を中心とする生活主義教育運動は曩(さき)に潰滅せる全協一般使用人組合教育労働部の流を汲む、所謂(いわゆる)プロレタリアリズムの極めて巧妙なる擬装なること判明したるを以て小学校訓導村山俊太郎外二名を検挙



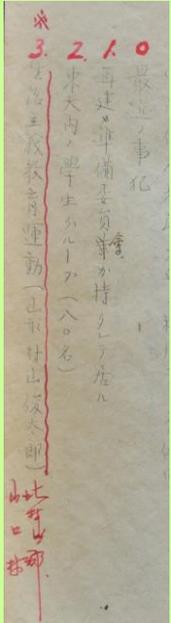
「特高警察講義要綱」表紙



「特高関係講義概要」表紙



「特高関係講義概要」目次



「最近ノ事犯」の記事

留置場勾留の間、村山は執拗な取り調べを受け、自己の学習内容と理論を「調書」にまとめさせられます。この頃の様子については、村山士郎(俊太郎の四男)著『村山俊太郎 教育思想の形成と実践』に考察がなされています。

一方、村山らの取り調べを基に、特高の全国的取締りが展開します。昭和十五年十一月分の『特高月報』には、「村山等と極めて密接の關係に在りたるを以て、取敢ず本月二十日北海道及秋田、宮城の各県に於て関係者十二名を検挙し目下取調中」と記され、同年十二月分には、「東北地方の第二次検挙に続き(十一月々報参照)本月四日警視庁に於て雑誌「生活学校」の中心人物戸塚廉外二名を、十一日山形県に於て永沢一明外四名を検挙し目下取調中」と記されています。さらに、それらの調べから、昭和十六年一月分には、「北海道当局に於ては(略)村山俊太郎一派の(略)鋭意取調べたる結果(略)本月十日以降(北海道綴方教育連盟 関係者五十二名を検挙し目下嚴重取調中)との記事が記されています。また、同年八月分には、「生活学校事件関係者村山俊太郎の取調に基く香川県下に於ける同事件関係者(略)引続き内偵中の處、八月二十日に至り検挙したるが、(略)其の思想的影響並容疑行動等認むべきものなき事判明せるを以て、所轄検事の指揮により嚴重戒諭の

上釈放せり」との記事も見られます。いずれにしても、村山の検挙・取り調べは、当時の特高警察にとって大きな成果として考えられていたことが、推測されます。

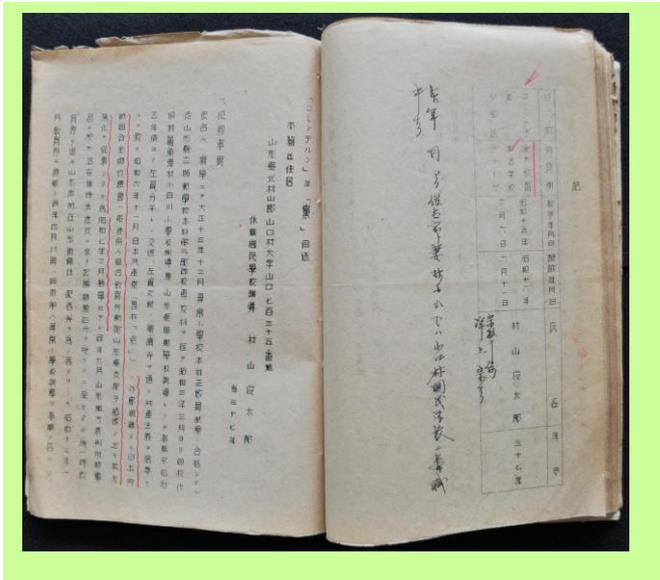
もう一つの史料は、「特発第八三二號」として、昭和十六年六月十六日、山形県知事山内継喜並びに警察部長から、内務大臣平沼騏一郎並びに各庁府県長官・管下各警察署長あてに出された「治安維持法違反者起訴収容ニ関スル件」と題された村山俊太郎の「公訴事実(写)」です。表題に続く文書には、

村山俊太郎

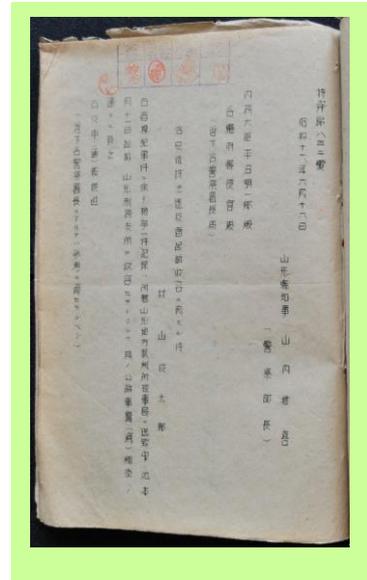
右者標記事件ニ依リ検挙一件記録ハ所轄山形地方裁判所検事局ニ送致中ノ処 本月十一日起訴 山形刑務所ニ収容セラレタルカ其ノ公訴事実(写) 別添ノ通りニ有之 右及申(通) 報候也

(管下各警察署長ニアリテハ参考ニ資セラレベシ)

とあり、主任・巡査部長・警部補・署長の回覧印が付されています。また、付表として「目的」コメンテルン並党目録、関係別「北方教育生活学校グループ、検挙年月日」昭和十五年二月六日、起訴年月日「六月十一日、氏名」村山俊太郎、年齢「三十七歳」の項目が記され、手書きメモで「宗教干係 浄土宗ナリ」「本年 月 日」



村山俊太郎に関する付表と「犯罪事実」の記述



「特発第八三二號」の文書

り俊太郎ノ妻村山ひでハ山口村国民学校ニ奉職中ナリ」と記されています。以下、「犯罪事実」は、第六まで挙げられ、謄写版印刷物一〇ページ分に及んでいます。

昭和十六年十二月二十九日、「山形地方裁判所予審判事長尾信」の名で、村山の予審終結決定が出され、公判に付されることとなりますが、その全文が、昭和十七年一、二月の『思想月報』第九十一号に掲載されています。その「理由」書を見ると、この度見つかった「公訴事実(写)」と一言一句ほぼ同文であり、第五理由(二)の児童作品批判の件のみは、前示認定事実には含まれるとして削除されています。検挙から一年を超える留置場勾留での調書を基に作成された「公訴事実(写)」が、翌年六月の段階で全国に流布され、同年十二月になって公判に付された経緯からは、予審調書がそのまま公判における価値の高い証拠とされた戦前の予審制度の問題点が見えてきます。

戦時体制と軍国主義の緊張が日増しに高まり、治安維持法が全面改正されて、予防拘禁制の導入など取締りが拡大されるこの時期、その最前線に立っていた特高警察の動向を、地域の中から掘り起こす研究は、引き続き大きな課題となっています。

(前県史資料アドバイザー 山内 励)

《歴史公文書紹介》
『左荒線関係綴』

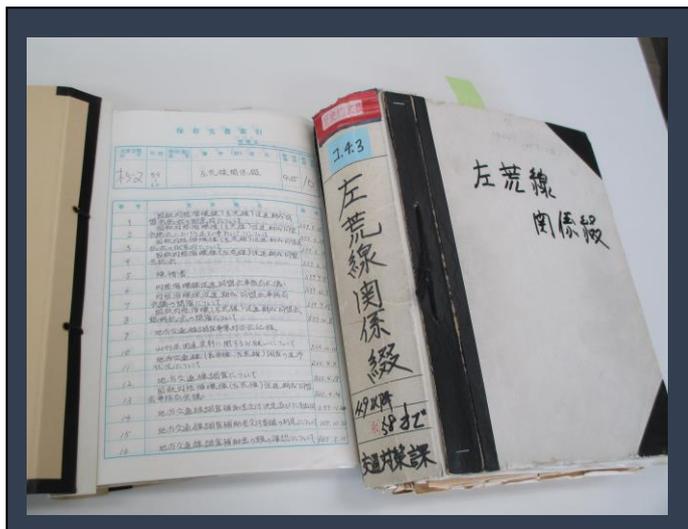
長井線と左沢線を結ぶ内陸循環鉄道「左荒線」は、明治四十五年に建設構想が始まった、いわゆる未成線です。

ここでは、本室併設の山形県公文書センター所蔵の「左荒線関係綴」の中から、建設計画を推し進める期成同盟会の総会が朝日町中央公民館で開催された折、当時の本県知事が述べた祝辞原稿を紹介いたします。

文章に用いられている吟味された文言からは、県の歴史や地域の人々の思いをうかがい知ることができます。

『国鉄内陸循環線促進期成同盟会の総会にあたり、一言お祝いを申し上げます。』

皆様には日頃、本県の交通問題につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申しあげる次第でございます。



さて、国鉄は目下、国鉄再建法に基づき、経営の建て直しに努力を傾注しているさ中であり、また、政府に国鉄監理委員会が設置され、将来の国鉄のあり方について検討が行われようとしているなど、国鉄をめぐる諸情勢はかつてないきびしい環境となっております。しかしながら、本県の鉄道は、首都圏との交通及び地域間交通において、県民生活において欠くことのできない重要な公共交通手段であることに変わ

りはございません。県としては、このような認識のもとに、新幹線と在来線の接続強化及び地方交通線の運行改善策について、運輸省並びに国鉄に対し、これまでも要望をして参ったところであります。

現在、国鉄の再建問題が検討されているなかにおいて、新線建設をとり上げ推進することは、非常に困難な状況にあります。したが、長井線と左沢線を結ぶ内陸環状線構想は、沿線住民にとって、長年にわたる悲願であり、長期的展望に立った場合、国土の均衡ある発展を図り、定住構想に基づく地域の治力を養うためにも整備が望まれる交通体系の一環であります。

このような観点から、本構想実現のため、皆様と共に息を長くして、実現運動の灯を掲げて参る考えであります。

本同盟会を構成する市町及び関係地域のますますの御発展を心から祈念いたしました。お祝いの言葉といたします。

昭和五十八年六月二十八日
山形県知事 板垣清一郎

「山形県史」訂正情報

※詳しくは HP をご覧ください。

『年表 別編Ⅲ』348 ページ 1889 年 政治・経済の列

17 行目 7-20 地方官官制公布。→ 7-12 地方官官制公布。

18 行目 7-20 柴原和、3 代山形県知事に就任する。→ 7-19 (略)

『要覧 別編Ⅳ』420 ページ 1 県令・知事一覧 (表内点線位置)

「点線」は府知事・県令の名称を知事に統一した時期を示す。

したがって、3 代と 4 代の間に引かれた「点線」を消し、2 代と 3 代の間に引く。(就任時の名称で区切る)

山形県県史だより 第十三号
平成三十年八月七日発行
編集・発行
山形県総務部学事文書課分室
県史資料室
〒九九一―八五〇―
寒河江市大字西根字石川西三五五
村山総合支庁西村山地域振興局
電話 〇二三七―八三一―二一五
FAX 〇二三七―八三一―二一六